

設計変更ガイドライン 正誤表

H28.4 暫定版 (修正前)

H29.4 (修正後)

長野県 環境部 農政部 林務部 建設部

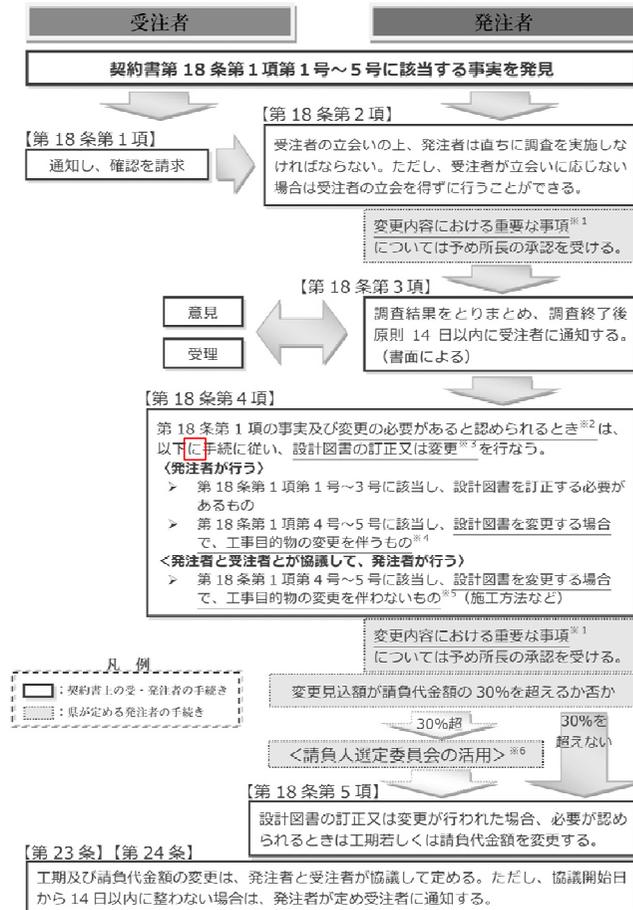
長野県 環境部 農政部 林務部 建設部

4. 条件明示等に関する設計変更

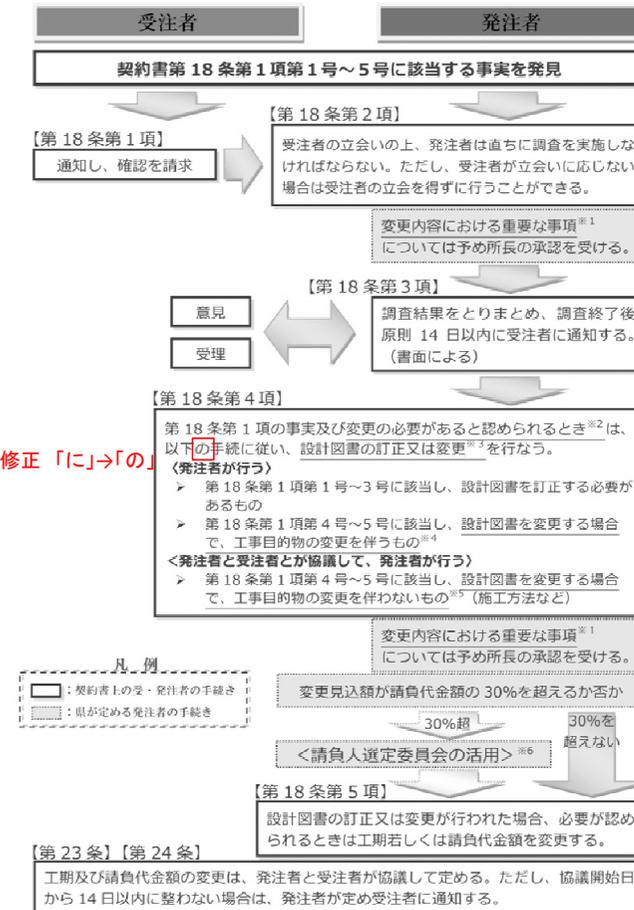
4. 条件明示等に関する設計変更

(1) 設計変更手続きフロー

(1) 設計変更手続きフロー



字句修正 「に」→「の」



設計変更ガイドライン 正誤表

H28.4暫定版（修正前）	H29.4（修正後）
<p style="text-align: center;">長野県 環境部 農政部 林務部 建設部</p> <p>(5)「設計図書の照査」の範囲を超えるもの</p> <p>1) 照査範囲を超える具体的な業務事例</p> <p>(ア) 起工測量、現地調査の結果からわかってくるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 測点の追加などにより新たに横断面を作成する場合、又は、縦断計画の見直しに伴い横断面の修正・再作成が必要となるもの。 ただし、舗装修繕工事における舗設計画図面（縦横断面図）は設計図書の照査に含まれる。 ② 土留め等の構造計算において、現地条件や施工条件が異なる場合の設計図面の作成。 ③ 排水路計画を新たに作成する必要があるもの。 ④ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。 ⑤ 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。 ⑥ 構造物のタイプが変更となるもの。 <p>(イ) 施工の段階でわかってくるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 施工中に判明した推定岩盤線の変更に伴い、横断面の修正が必要となるもの。 ただし、当初横断面の推定岩盤線の変更自体は設計図書の照査に含まれる。 ② 構造物の構造計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。 ③ 試験杭等により基礎杭の変更が必要となる場合の構造計算及び図面作成。 <p>(ウ) その他</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「設計要領」「各種示方書」等との対比設計。 ② 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。 <p>2) 照査範囲を超える業務の対応について</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 照査範囲を超える測量・調査・設計業務を必要とする場合は、原則として発注者が小規模修正委託等を別途発注することにより対応する。 ② (1)の業務については、受発注者間の協議が整った場合に限り、受注者に依頼することができる。 ③ 受注者に依頼する場合、上記業務に伴う費用として、測量・調査・設計業務の諸経費等を含んだ金額を計上する。 また、この費用については、工事の間接費（共通仮設費、現場管理費、 <p style="text-align: right;">15 •</p>	<p style="text-align: center;">長野県 環境部 農政部 林務部 建設部</p> <p>(5)「設計図書の照査」の範囲を超えるもの</p> <p>1) 照査範囲を超える具体的な業務事例</p> <p>(ア) 起工測量、現地調査の結果からわかってくるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 測点の追加などにより新たに横断面を作成する場合、又は、縦断計画の見直しに伴い横断面の修正・再作成が必要となるもの。 ただし、舗装修繕工事における舗設計画図面（縦横断面図）は設計図書の照査に含まれる。 ② 土留め等の構造計算において、現地条件や施工条件が異なる場合の設計図面の作成。 ③ 排水路計画を新たに作成する必要があるもの。 ④ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。 ⑤ 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。 ⑥ 構造物のタイプが変更となるもの。 <p>(イ) 施工の段階でわかってくるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 施工中に判明した推定岩盤線の変更に伴い、横断面の修正が必要となるもの。 ただし、当初横断面の推定岩盤線の変更自体は設計図書の照査に含まれる。 ② 構造物の構造計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。 ③ 試験杭等により基礎杭の変更が必要となる場合の構造計算及び図面作成。 <p>(ウ) その他</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「設計要領」「各種示方書」等との対比設計。 ② 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。 <p>2) 照査範囲を超える業務の対応について</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 照査範囲を超える測量・調査・設計業務を必要とする場合は、原則として発注者が小規模修正委託等を別途発注することにより対応する。 ② (1)の業務については、受発注者間の協議が整った場合に限り、受注者に依頼することができる。 ③ 受注者に依頼する場合、上記業務に伴う費用として、測量・調査・設計業務の諸経費等を含んだ金額を計上する。 また、この費用については、工事の間接費（共通仮設費、現場管理費、 <p style="text-align: right;">15 •</p>

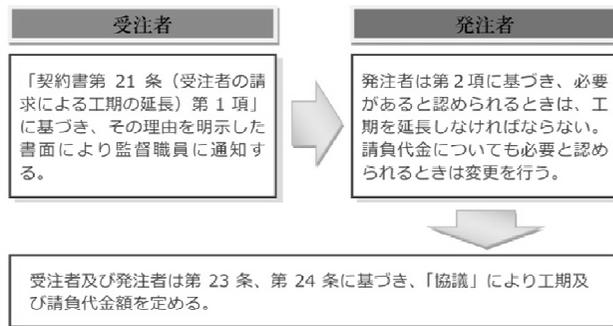
字句修正
「(1)」→「①」

設計変更ガイドライン 正誤表

H28.4 暫定版（修正前）

長野県 環境部 農政部 林務部 建設部

(2) 受注者からの請求による工期の延長 (契約書第21条)



(例)

- イ) 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた
- ロ) 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた
- ハ) 受注者の責めに帰することができない事由により工期の延長が生じた



受注者は、天候の不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により、工期内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期延長を請求することができます。

■参考■

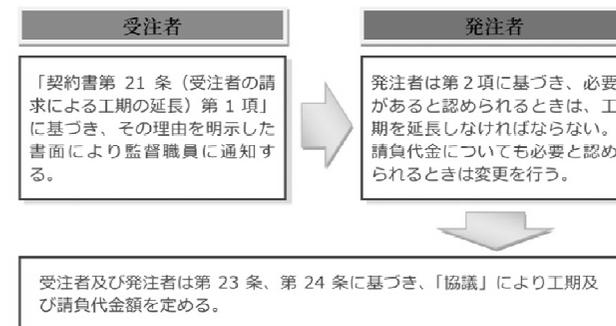
- 契約書第 21 条 受注者は、天候の不良、第 2 条の規定に基づく関連工事の調整への協力
その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができ
ないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求するこ
とができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められると
きは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰
すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、
又は受注者に損害を及ぼしたときは必要と費用を負担しなければならない。

20 •

H29.4（修正後）

長野県 環境部 農政部 林務部 建設部

(2) 受注者からの請求による工期の延長 (契約書第21条)



(例)

- イ) 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた
- ロ) 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた
- ハ) 受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が生じた



受注者は、天候の不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により、工期内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期延長を請求することができます。

■参考■

- 契約書第 21 条 受注者は、天候の不良、第 2 条の規定に基づく関連工事の調整への協力
その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができ
ないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求するこ
とができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められると
きは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰
すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、
又は受注者に損害を及ぼしたときは必要と費用を負担しなければならない。

字句修正 「と」→「な」

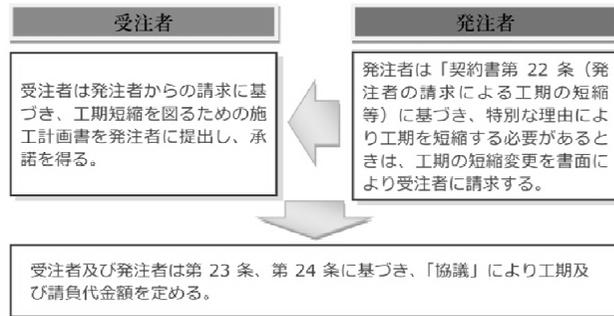
20 •

設計変更ガイドライン 正誤表

H28.4暫定版（修正前）

長野県 環境部 農政部 林務部 建設部

(3) 発注者の請求による工期の短縮 (契約書第22条)



(例)

- イ) 供用予定日などが決定している現場において、工事一時中止が生じ、工程を延長したいものの、工期を延長することができない
- ロ) 関連工事等の影響により、工期短縮が必要となった
- ハ) その他の事由（地元調整、関係機関調整など）により工期の短縮が必要となった



契約書上、発注者は受注者に対し、特別**場**理由がある場合は工期の短縮を請求できますが、工期の延長は請求できません。

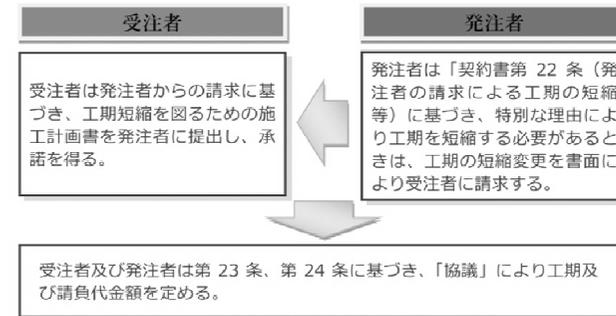
■参考■

- 契約書第 22 条 発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別な理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
 - 3 発注者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

H29.4（修正後）

長野県 環境部 農政部 林務部 建設部

(3) 発注者の請求による工期の短縮 (契約書第22条)



(例)

- イ) 供用予定日などが決定している現場において、工事一時中止が生じ、工程を延長したいものの、工期を延長することができない
- ロ) 関連工事等の影響により、工期短縮が必要となった
- ハ) その他の事由（地元調整、関係機関調整など）により工期の短縮が必要となった



字句修正 「場」→「な」

契約書上、発注者は受注者に対し、特別**な**理由がある場合は工期の短縮を請求できますが、工期の延長は請求できません。

■参考■

- 契約書第 22 条 発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別な理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
 - 3 発注者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。